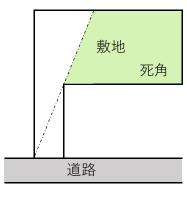
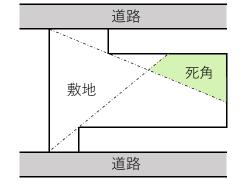
原則として、<u>前面の道路 **1 から見て、見えなくなる部分(死角)がある敷地</u>をいう。 敷地が2以上の道路に接する場合は、そのいずれの道路から見ても死角となる部分 がある敷地をいう。 ($^{*}1$ 建築基準法に規定された道路とする。)





例 1

例 2

ただし、路地状部分の幅員が10メートル以上で、かつ敷地面積が1,000㎡未満である敷地は、(死角があっても)路地状敷地とはみなさない。

